○九州地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十八日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十五号	武雄市武雄町大字武雄字高名畑一八三二番一から同市山内町大字犬走字晩手六三一八番二まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所
二百二十六号	指宿市岩本字麓三〇一九番一から同市岩本字島鼻二九一九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

供用開始の期日　平成二十六年三月二十八日

○九州地方整備局告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　施行者の名称　鹿児島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年九州地方整備局告示第四十九号指宿都市計画道路事業

三・四・三号渡瀬通線

三　事業施行期間　自平成十七年三月二十九日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年九州地方整備局告示第二十八号熊本都市計画道路事業七・七・十号鹿児島本線側道八号線

三　事業施行期間　自平成十四年三月十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年九州地方整備局告示第二十九号熊本都市計画道路事業七・七・十二号鹿児島本線側道十号線

三　事業施行期間　自平成十四年三月十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年九州地方整備局告示第三十一号熊本都市計画道路事業七・七・十三号鹿児島本線側道十一号線

三　事業施行期間　自平成十四年三月十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年九州地方整備局告示第三十一号熊本都市計画道路事業七・七・十四号鹿児島本線側道十二号線

三　事業施行期間　自平成十四年三月十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

北海道開発局長　澤田　和宏

第1　起業者の名称　北海道

第2　事業の種類　道道小樽西インター線新設工事（北海道小樽市塩谷4丁目地内から同市塩谷3丁目地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　北海道小樽市塩谷4丁目及び同市塩谷3丁目地内

2　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道小樽市塩谷4丁目及び同市塩谷3丁目地内で新設される「道道小樽西インター線新設工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「道道小樽西インター線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。